平成２３年（フ）第２０６７号
東京都新宿区富久町８番16号
破産者　株式会社ＧＵＢ
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２０６８号
東京都文京区音羽２丁目11―21―201、開始決定時の住所東京都新宿区四谷３丁目５　メゾンヤマモト４Ｂ
破産者　轟　　信雄
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２０７６号
東京都青梅市畑中２丁目286番地
破産者　ヨシキタ電機株式会社
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２０９２号
神奈川県秦野市曽屋6018番地の３
破産者　株式会社ジーマ
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２１９２号
東京都葛飾区柴又６丁目３－８、開始決定時の住所東京都葛飾区金町２丁目４－８―202
破産者　木村　正人
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３５２１号
埼玉県熊谷市大麻生1128―３
破産者　廣瀬　數義
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３５３６号
東京都江戸川区東小松川４丁目55―３―303、開始決定時の住所東京都江戸川区一之江５丁目２―10
破産者　横山　英子（旧姓佐藤）
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３５５８号
千葉県市川市大和田３丁目２－６―203
破産者　眞弓　愛子
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３６３０号
神奈川県茅ヶ崎市常盤町４―10
破産者　紀ノ嵜秀雄
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３６３３号
東京都江戸川区大杉５丁目21―７―Ⅱ201
破産者　山崎　光智
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３６４４号
千葉県東金市東金429
破産者　後藤佐智子
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３６５４号
東京都足立区辰沼２丁目16―23―301
破産者　日下　　武
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３６５７号
東京都台東区橋場２丁目16―15―1401
破産者　小山　剛史
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３６５８号
東京都台東区橋場２丁目16―15―1401
破産者　小山　真保
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３６８５号
東京都新宿区市谷薬王寺町２－２―106
破産者　兪　　貞子
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３６８７号
千葉県市原市能満2089―28
破産者　平本　和美
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３７０２号
東京都葛飾区新小岩３丁目10―２―101
破産者　宍倉南美こと　完倉　南美
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３７０３号
東京都江戸川区北葛西４丁目５－７―203
破産者　佐渡　博文（旧姓山中）
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３７１１号
東京都新宿区西落合３丁目30―17―102
破産者　土居　久豊
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３７１５号
埼玉県坂戸市八幡２丁目３―14―Ｂ―102、開始決定時の住所埼玉県日高市大字駒寺野新田59―11
破産者　竹下　誠一
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３７２４号
東京都新宿区百人町１丁目13―19―110
破産者　松本　高弘
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３７２６号
埼玉県久喜市久喜東３丁目16―21
破産者　栗原　和久
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部